

小田原市

土砂災害ハザードマップ



小田原市

災害時の情報入手方法

市では防災行政無線を始め、複数の手段を用いて、市民の皆様に情報発信を行っています。

災害時は「自分自身は自分で守る」ことが大切です。

市民の皆様も、複数の手段を活用し、情報を入手していただきますようお願いいたします。

● テレホンサービス

防災行政無線の放送内容を電話で確認できます。

0120-244-400
(フリーダイヤル)

※携帯電話からもご利用できます。

※一部のIP電話はご利用いただけません。

● 防災行政無線

屋外スピーカーを通じて緊急情報等をお知らせします。

※携帯電話からもご利用できます。

※一部のIP電話はご利用いただけません。

● 防災メール

あらかじめ登録をした携帯電話へ、防災行政無線の放送内容を配信します。登録は次の二次元バーコード又はアドレスから行ってください。(一部の機種はご利用できません)

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/mailmagazine/>



● 全国瞬時警報システム J-ALERT

市では、国が発信する緊急地震速報などの緊急情報を、防災行政無線を使って自動で放送する、全国瞬時警報システムJ-ALERT(シェイ・アラート)を運用しています。放送される緊急情報についてください。放送内容は、市ホームページで確認できます。

● テレビ放送

ケーブルテレビ(NTT-COM)・テレビ神奈川のデータ放送で地域の災害情報が流れます。



● 広報車

緊急時は、広報車で市内を巡回放送します。



小田原市防災部防災対策課(小田原市荻窪300番地)

電話(0465)33-1855 FAX(0465)33-1858

平成29年3月発行

避難行動マニュアル

避難をする時は

■ 情報の種類

梅雨どきや台風の時期には、気象情報や災害情報に注意しましょう。

早期避難所開設情報

台風などにより避難が必要となることが予想される場合に、風雨が強まる前に早期避難のための避難所が開設されます。夜間に風雨が強まることが予測される場合は、夕刻に開設されます。

避難準備・高齢者等避難開始

①土砂災害が発生するおそれがある場合。
②河川水位が「氾濫危険水位」に達し、さらに水位が上昇するおそれがある場合。

避難勧告

①記録的短時間大雨情報または大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合。
②河川水位が「堤防天端水位」に達し、氾濫または土砂災害が発生した場合。

避難指示(緊急)

①記録的短時間大雨情報または大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合。
②河川水位が「氾濫危険水位」に達し、氾濫または土砂災害が発生した場合。

みんなの対応

落ち着いて、助け合って行動しましょう。

要配慮の方の対応

●避難の対象となる地域の人は、避難の準備を始めましょう。
●避難が困難な方や不安な方は、自主的に避難しましょう。

とるべき行動

●洪水予報等の情報を収集しましょう。
●保護者等へ事前連絡をしましょう。

避難のまえに

●食料、飲料水、衣類、携帯電池、ラジオなどのほか、必要なものまとめた非常持出品を手元に準備しましょう。

とるべき行動

●浸水等のおそれのある地域の風水害等避難所(小学校など)を開設します。
●各河川の浸水想定区域のうち浸水深が50cmを超えると想定される地域、土砂災害警戒区域等を対象としています。

避難開始

●非常持出品を持って避難しましょう。
●避難行動が困難になる前に早めに避難を開始しましょう。
●避難所へ避難する場合は、河川のそばや崖の近くなど危険な場所は通らないようにしましょう。

基準水位について

堤防天端水位	●市町村長が避難指示(緊急)を発令する目安。
氾濫危険水位	●洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫のおそれのある水位。 ●市町村長が避難勧告を発令する目安。
避難判断水位	●住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位。 ●市町村長が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安。
氾濫注意水位	●出水時に災害が起こるおそれがある水位。

洪水予報の指標となる基準水位の例

河川に設置している量水標の例

■ 長雨や豪雨に注意して正確な情報収集を

■ 天気予報や気象情報に気をつけて

非常に持ち出し品を確認し、いつでも避難できる準備をしておきましょう。特に、お年寄りや障がいのある方など、避難に手助けが必要な方の場合は、より早い避難の判断をすることで、被害を未然に防ぐことができます。

■ いつでも避難できる準備を



■ 安全な避難経路を確認



■ 避難は集団・徒歩で



■ 隣近所に声をかけて



■ 土石流の危険性が高まつたら

■ 避難勧告や避難指示(緊急)が発令された場合は迅速に避難



災害による人的被害の危険性が高まつた場合は、市は避難勧告や避難指示(緊急)を発令します。避難が必要となつた地域の皆様は、迅速で的確な避難行動をとってください。また、避難が円滑に行われるよう、隣近所への声かけなど協力してまいりましょう。

■ 避難時は安全な服装・履物で



裸足ではケガをする恐れがあります。また、長靴は中に水が入ると歩行することが難しくなりますので、ひもをしめられる運動靴を着用しましょう。強風でおられ転倒する可能性もありますので、傘はささずカッパを着用しましょう。

■ 浸水したでの歩行は危険

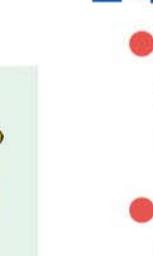


避難途中に浸水箇所を通過する場合は、長い棒を杖代わりにして、ふたが外れたマンホールや側溝に注意しながら歩きましょう。また、大人が歩くことができる浸水の目安は50cmです。これより深い場合や、浸水深が浅くても流れが速い場合は非常に危険です。

■ 要配慮者のために

高齢者、障がい者、傷病者や乳幼児などの方々は、災害発生時に自らを守るために迅速・的確な行動がとりにくいため、「要配慮者」といいます。これらの方々は災害から守るために、地域で協力をして手助けをしましょう。また、避難する際に支援が必要な方も、地域へ積極的に働きかけることが大切です。近所の方といざという時の避難場所や救助方法について相談しておきましょう。

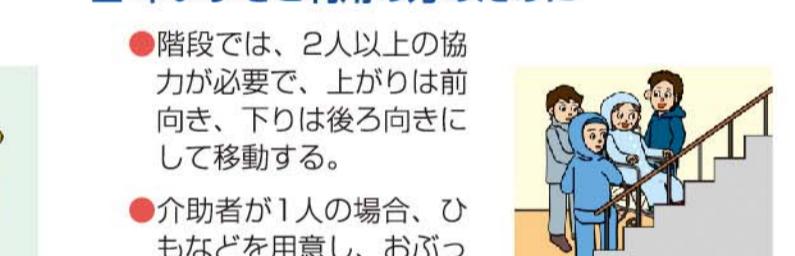
■ 高齢者・寝たきりの方のために



■ 車いすをご利用の方のために



■ 車いすをご利用の方のために



■ 目の不自由な方のために



■ 耳が不自由な方のために



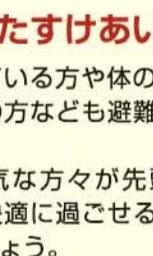
■ 耳が不自由な方のために

緊急の時は、声をかけ、情報を伝える。
誘導する場合には、杖を持った方には静かに、ひじのあたりを軽く持つてもらいまし、半歩前をゆっくり歩く。

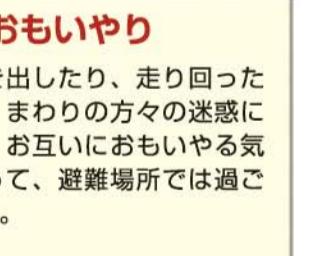
■ 避難場所での3つのマナー

避難場所には、自宅と違って多くの皆様が集まります。勝手な行動したり、まわりに迷惑をかけるようなことはやめましょう。それそれが不安なときを過ごす場所ですので、お互いに協力して過ごしましょう。

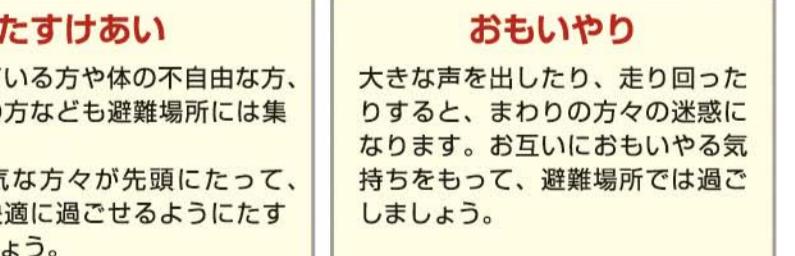
■ ゆずりあい



■ たすけあい



■ おもいやり



■ 災害用伝言ダイヤル「171」

災害用伝言ダイヤル「171」とは、地震、噴火などの災害の発生ににより、被災地への通信が増加し、つながりにくいう状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。



被災地の方々、被災地以外の方々が被災地の方の電話番号を入力して、音声メッセージを録音することができます。

* 提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTTで決定し、テレビ・ラジオ等でお知らせします。

NTT東日本 災害用伝言ダイヤル <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

災害用伝言ダイヤル「171」体験利用提供日:毎月1日及び15日 0:00~24:00

災害用伝言ダイヤル「171」体験利用提供日:正月三が日(1月1日 0:00~1月3日 24:00) 災火とボランティア避難(1月15日 0:00~1月21日 17:00)